

健生発0928第6号
令和8年9月28日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

骨髄又は末梢血幹細胞のあっせんに伴う「「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱い」の一部改正について

欧州等滞在歴を有する者からの骨髄又は末梢血幹細胞の提供については、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）に係る献血制限を踏まえ、「「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱い」（平成22年9月10日付健発0910第2号厚生労働省健康局通知別紙）のとおり制限を設けています。

今般、「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の感染状況を踏まえた献血制限に係る関係通知の廃止について」（令和8年1月15日付医薬発0115第3号）及び「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の感染状況を踏まえた献血制限に係る関係通知の廃止の実施について」（令和8年9月15日付医薬血発0915第1号）並びに第62回厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会（令和8年8月27日）における議論を踏まえ、「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の一部改正について、別紙のとおり日本赤十字社血液事業本部長及び公益財団法人日本骨髄バンク理事長宛て通知を発出しましたので、御了知願います。

併せて、貴管内の医療機関等に対する周知のほどよろしくお願いいたします。